

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月25日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平 喜一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務人事部長 江藤 研一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務人事部総務グループリーダー 竹之内 孝士

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 北関東支店  
(さいたま市浦和高砂二丁目1番1号)  
世紀東急工業株式会社 東関東支店  
(千葉市中央区村田町1106番地)  
世紀東急工業株式会社 横浜支店  
(横浜市都筑区荏田南三丁目1番31号)  
世紀東急工業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)  
世紀東急工業株式会社 関西支店  
(大阪市北区野崎町7番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年6月21日開催の当社第70回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

### (2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案および第2号議案） >

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金27円

総額 1,090,874,493円

##### 2. 効力発生日

2019年6月24日

##### 3. 配当金支払開始日

2019年7月16日

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、佐藤俊昭、平 喜一、古川 司、平本公男、飯塚恒生、福田眞也、田村仁人、石田和士の8名を選任するものであります。

< 株主提案（第3号議案から第5号議案まで） >

#### 第3号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

##### 第7章 資本コスト

第42条 当社は、当社が金融商品取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

#### 第4号議案 剰余金を処分する件

第70期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額から、第70回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に2019年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### 第5号議案 不祥事における第三者委員会の設置に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設するとともに、附則第1条を設ける。

##### 第8章 第三者委員会

第43条 当社において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（以下「不祥事」という。）が発生した場合及び発生が疑われる場合は、取締役会の諮問委員会として、日本弁護士連合会が2010年7月15日付で発表した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に次条の定め以外は準拠した委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

第44条 第三者委員会の委員は、第三者委員会が設置される都度、当会社の社外取締役と社外監査役の合議で選任されるものとする。  
 第三者委員会は、3名以上で構成されるものとする。  
 第三者委員会の委員には、当会社の本店所在地の弁護士会から推薦された候補者のなかから1名以上を選任しなければならない。

第45条 第三者委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について調査又は審議を行い、取締役会に答申するものとする。

1. 不祥事に関する事実認定
2. 不祥事に関する原因分析および法的責任の所在の認定
3. 不祥事に関する再発防止策
4. その他、不祥事に関する事項で取締役会から諮問されるもの

附則第1条 第43条から第45条の規定は2019年3月6日に当会社が公正取引委員会から受領した「排除措置命令書(案)および課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書」に係る事案及び本定款の変更が可決された日以降に発覚した事案に適用する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	320,694	8,810	9	(注)1	可決 96.73
第2号議案 取締役8名選任の件					
佐藤俊昭	289,013	40,488	9	(注)2	可決 87.17
平喜一	294,590	34,911	9		可決 88.85
古川司	294,426	35,075	9		可決 88.80
平本公男	295,756	33,745	9		可決 89.21
飯塚恒生	295,623	33,878	9		可決 89.17
福田真也	296,320	33,181	9		可決 89.38
田村仁人	296,265	33,236	9		可決 89.36
石田和士	319,781	9,720	9	可決 96.45	
第3号議案 資本コストの開示に 係る定款変更の件	109,908	219,633	9	(注)3	否決 33.15
第4号議案 剰余金を処分する件	86,134	243,421	9	(注)1	否決 25.98
第5号議案 不祥事における第三 者委員会の設置に係 る定款変更の件	51,881	277,680	9	(注)3	否決 15.65

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた一部の株主の議決権行使分を合計したことにより、全ての議案の可決又は否決が明らかになったことから、確認ができた一部の株主を除く本総会当日出席株主の、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数については加算いたしておりません。

以上